

■ 「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」 について

文部科学省「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」の5回の議論を経て「高等教育の修学支援新制度の見直しについて（報告）」がとりまとめられ、12月14日に公表された。

今回見直しとなった「機関要件の審査」のうち、これまで3要件（収支差額、外部負債、定員充足率）だった「経営要件」について、定員要件が独立したこと（他の2要件はそのまま）、直近3年の定員充足率が大学等（短大、高专含む）：8割、専門学校：5割、（定員充足率を満たさない場合の）取消猶予条件があるなど、各学校種の実情に応じた設定となったことが大きなポイント。

「総合知に係る取組の審査への反映」については、義務化はせず、文理横断の教育等の取り組みを行っている教育機関の情報公開が進むような、機関要件確認申請書類様式の変更にとどまった。

「中間層への拡大」については、現在、修学支援新制度の対象となっていない中間所得層については一定所得基準（金額は検討中）のうち「理工農学系（専門学校は工業、農業分野）」、「多子世帯（扶養される子供3人以上）」まで支援の対象とすることとなった。

本報告をもとに、現在、制度改正に向けた準備が進められている。

なお、本検討会議における審議内容、報告書等に関する情報は以下のURLを参照してください。

< 文部科学省 HP >

○ 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1417033_00003.htm

○ 高等教育の修学支援新制度の見直しについて（概要）

https://www.mext.go.jp/content/20221212-mxt_gakush_000024565_1.pdf

○ 高等教育の修学支援新制度の見直しについて（報告）

https://www.mext.go.jp/content/20221212-mxt_gakush_000024565_2.pdf